

中小企業施策に関する重点要望

平成20年6月12日
東京商工会議所

景気回復はこのところ足踏み状態にあり、今後アメリカの景気後退懸念や、株式・為替市場の変動、原油・原材料価格の動向等によって、景気の下振れリスクが高まっている。

「東商けいきょう（平成20年1-3月期）」の調査結果でも、景況感は平成19年4-6月期から4期連続の悪化となり、マイナス幅が拡大している結果となった。輸出はゆるやかに増加しているものの、企業収益は弱含み、その他の指標も横ばいで先行きの不透明感が強くなっている。

今、中小企業は経済のグローバル化、情報化の進展、ニーズの多様化など、経営環境の急速かつ大きな変化に直面している。一方で大企業との比較において、労働生産性や利益率の低さが指摘されており、構造変化に対応しきれていない姿が浮き彫りとなっている。

我が国経済の持続的な成長を実現するためには、地域経済を支える中小企業が勇気を持って、付加価値の高い技術、製品、サービスを生み出すイノベーションを、絶え間なく引き起こし、上から照らされるのではなく、自らが「個の光」として輝く存在とならなければならない。

このような状況のなか、政府におかれては、我が国経済を支える東京の中小・小規模企業の活性化を図るため、現場の声を反映した総合的かつ実態に即したきめ細かい政策の実現、そして、依然として少額に止まっている中小企業予算の飛躍的な拡充をお願いしたい。

東京商工会議所は、政府や関係機関との緊密な連携の下、企業のイノベーションを支援し、地域活性化に向けた諸活動に積極的に取り組む所存である。

記

I. 中小企業の経営革新への支援

最重点要望事項

●中小企業の生産性向上への支援

先ごろ発表された中小企業白書によると、大企業と中小企業の労働生産性の比較において、製造業の一人あたり・1時間あたりの生産性が、大企業が7,095円であるのに対し、中小企業が3,838円であり、他の全業種においても中小企業が生産性が低いという結果がでている。

中小企業が生産性向上には、効果的な設備投資とIT化が鍵となる。生産性向上に資する最新の機械・設備の導入資金に対する、無利子融資・助成金制度等を拡充されたい。また、ハード面のみならず、電子商取引の推進などソフト面の支援もお願いしたい。一方で中小企業はITの専任者を置くことが困難であることから、専門家の派遣あるいは、民間コンサルティングの活用について支援を拡充されたい。

Ⅱ. 産業人材の確保・育成

最重点要望事項

●人材の確保・育成に対する支援

東京商工会議所が実施した調査では、今後重視する経営課題として「人材の確保・育成」と回答する経営者が6割近くにも達している。大企業等と比較して、中小企業における人材確保・育成が困難な状況を踏まえて、人材確保・育成に要する経費の負担軽減措置や各種助成制度、優遇税制等をはじめ、優れた産業人づくりを実現する総合的な施策の構築を図られたい。

1. シニア人材の確保

団塊世代の大量退職によって、中小企業の持つ独自の技術・技能が失われないうよう、技能伝承のための再雇用に対する助成や税制面の措置を講じられたい。

また、シニア人材の蓄えた技術や知識、人脈を生かし、中小企業の人材不足を補う方策として、「新現役チャレンジプラン」は有効な手段である。同事業を含めた人材確保支援施策の充実・強化をお願いするとともに、シニア人材が中小企業の経営環境に、円滑に適応できるような研修システムを構築されたい。

2. 産業人材育成に関する機能強化

「職業能力形成システム（ジョブ・カードシステム）」が機能するためには、教育訓練機関の充実はもとより、受け入れ企業側のシステムへの理解とともに、負担軽減措置が必要である。また、その実効性を高めるために、学校と産業界を結びつけるキャリア・コンサルティング体制の早期充実、及び教師の中小企業への理解を深めるような仕組みを構築されたい。併せて、日本版デュアルシステムが専修学校各種学校にも幅広く導入されるよう取り組まれたい。

Ⅲ. 中小企業金融の機能強化と中小企業の再生支援

最重点要望事項

●中小企業金融の円滑化

「東商けいきょう」の1～3月期の調査において、民間金融機関の貸出DIが、▲7.7（前期比▲4.8ポイント）とマイナス幅が拡大している現状を踏まえ、急激な経営環境の変化により、中小企業の資金繰りに支障が出ぬよう、今後ともセーフティーネット融資等による迅速な対応をお願いしたい。

また、平成20年10月より発足する株式会社日本政策金融公庫においては、新公庫法の中小企業に配慮した附帯決議の内容を着実に実施し、統合により中小企業へのサービス低下を招かぬよう配慮されたい。

そして、昨年10月より実施された責任共有制度において、中小企業金融の円滑化に支障が出ぬよう、その動向については細心の取り計らいを頂くとともに、責任共有制度の対象外となっている小規模事業者への融資限度額1,250万円について、2,000万まで限度額の引き上げをお願いしたい。

1. 多様な金融サービスの開発・普及

流動資産担保融資（ABL）等をはじめとした不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資制度や信用保証制度の拡充を図りたい。

また、昨年6月に法制化された電子記録債権法については、今年12月から施行される予定であるが、中小企業にとって、安価・簡単・便利で安全で使い勝手のよい仕組みとなるようお願いしたい。

2. 中小企業再生支援協議会事業の充実・強化

中小企業の再生においては、迅速な対応が必要なことから、地域の金融機関との連携が密になるよう策を講じるとともに、中小企業側への周知徹底を図りたい。

また、事業活動の成果を一層高めるべく、協議会事業に関する人材の確保・育成等を支援されたい。

3. 小企業等経営改善資金（マル経）融資制度に関する対応

小企業等経営改善資金融資制度要綱において、「マル経融資の取扱期間は平成24年3月31日までとし、それまでの間に社会経済情勢等を踏まえ、所要の見直しを行う」となっているが、小企業者等の経営改善を促進することの社会的意義に鑑み、同制度が維持されるようお願いしたい。

また、同制度を必要とする小企業等への役割を高めるためにも、従業員要件の緩和（商業10人以下、製造業その他30人以下）及びソフトウェア業の従業員要件について、製造業扱いとしていただきたい。

IV. ものづくり産業の基盤強化

最重点要望事項

●中小製造業に対する国内外への販路拡大支援

中小企業の販路開拓にあたっては、新製品や新技術の開発段階から一体的に支援を行うことが有効であることから、販路開拓コーディネート事業とものづくり高度化法、新連携やSBI R制度などの各種開発・事業化に関する施策との密接な連携を図っていただきたい。加えて同事業のコーディネーター増員および予算を拡充されたい。

また、海外販路開拓については以下の措置が必要である。

①国が関与する企業データベースの外国語表示を進め、さらに海外からの問い合わせへの対応や受発注の仲介を行う仕組みを構築されたい。②また、中小企業製品はニッチ分野が多いため、需要の少ない製品を取り扱う販売先などを中小企業に紹介できるよう海外の専門商社のリストの整備と取引の仲介機能を強化されたい。

さらに、海外で事業機会を見いだそうとする中小企業に対して、JETROの各種支援事業をさらに拡充し、それらが有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

1. ものづくり基盤技術の抜本的な強化

基盤技術を担う中小企業は製造業全体の約半数を占めており、日本のものづくりを支える重要な機能であるにも関わらず、コストで優位に立つアジア諸国により国内企業の減退がみられる状況である。国におかれては、「中小ものづくり高度化法」関連の予算増額とともに、中小企業がより利用しやすい制度に拡充し、応募企業および認定企業の増加を図っていただきたい。さらに、基盤技術に関わる中小製造業が総体的に活性化するように、広範にメリットが行き渡る施策を講じられたい。

2. 職種別仕事マップの開発と普及

多くの中小企業では一人の従業員が何役もの職種を担っている。そのような状況でものづくり人材の技能を形成し、企業内のスキルの標準化を進めるには、規模別・業種別・職種別の仕事マップを整備することが有効である。併せて、企業ごとに仕事マップの作成を請け負う専門家を個別企業へ派遣するシステムを構築していただくとともに、仕事マップの有効性について積極的なPRをしていただきたい。

3. 実践的な技能伝承の仕組みづくり

従業員の高齢化等により、コア技術の維持に危機感を持つ中小企業は多い。しかし少ない人的資源で分業している中小企業においては、ベテランと若手が一緒に仕事をし、学ぶ機会を確保することが難しく、また技能を伝承すべき若手の確保が困難な企業も多い。現在NEDOでは基盤技術の承継の円滑化を目的としたソフトウェアを開発中であり、平成20年度中に完成する予定であるが、技能を精緻に客観化し、中小企業の実態に即した実用的なツールに仕上げていただきたい。併せて専門家の派遣や講習会の開催等より多くの中小企業が導入できる体制を整備していただきたい。

4. 産学官連携推進のための環境整備

産学官連携が推進されているなか、中小企業にとっては、公的研究機関や大学研究室等とのマッチングの機会および、研究等に関する情報の不足、費用の問題が阻害要因となっている。そのため大学・研究機関等の研究成果や、知的財産等の情報量が豊富で、検索性の高いデータベースの拡充、そのコーディネート機能の強化、さらに利用者層の拡大を図られたい。また、共同研究に掛かる費用の助成や研究内容に応じた費用テーブルのガイドライン等の整備など、産学官連携推進の環境整備に努められたい。

5. 知的財産の保護・活用に対する支援の強化

海外における模倣品被害や大企業による知的財産の侵害の問題など、中小企業が国内外で知的財産の侵害を受ける被害は後を絶たず、知財を侵害された経験があるとしている企業が東商調査で約3分の1にものぼった。

知財の侵害を受けた事後対策に関連する施策を拡充し、多くの企業が利用できるように努めることはもとより、知的財産保護に資するガイドラインなどの趣旨が徹底されるよう注力していただきたい。

また、中小企業が知的財産の活用に積極的に取り組めるよう、特許流通施策の拡充、知財の活用で成功した事例等のPR、さらに施策利用の手続きの一層の簡素化を実施されたい。

V. 商業活性化・まちづくりへの支援

最重点要望事項

●商店街活性化等の促進

商店街は地域の活性化、安全・安心、環境、福祉などに大きな役割を担う、地域の公共財とも言える存在である。今後、地域コミュニティを確保していくために、行政、自治会等関係団体、住民、企業などと一緒に地域のまちづくりを進めていくなかで、商店街経営の革新をいかに進めていくかが鍵となる。そのためにも商店街経営に関するリーダーを含めた人材育成支援、事務局機能の強化支援、コミュニティビジネス等への支援など、各種施策の拡充をお願いしたい。

1. 中心市街地活性化の推進

改正中心市街地活性化法、再改定された大規模小売店舗立地法指針において、大型店等の社会的責任が盛り込まれ、これを受け各業界団体では自主ガイドラインの作成が進んでいる。地域と大型店等との連携・協働をより一層促進するため、自主的な活動を行う地域に対して、積極的な支援を講じられたい。

また、公共交通機関の利便増進、自転車利用環境整備、電線地中化・共同溝等の整備、アーケード等へのソーラーパネル・風力発電装置設置等など、環境負荷が小さく快適な中心市街地の形成に向けた取り組みを進められたい。

2. 地域商業活性化に資する個店への支援

後継者難や売上低迷などにより、地域を支える中小商業・サービス業を取り巻く環境は非常に厳しく、生産性の向上を含めた支援策の拡充が必要である。空き店舗等の有効活用による、地域商業活性化に資する取り組みへの支援、生鮮食品等の店舗における共同仕入れ等について、ボランティアチェーン方式等の一層の普及、IT化支援などをお願いしたい。

VI. 経営環境の整備

最重点要望事項

●中小企業に関する取引等の適正化推進

グローバル化、原油・原材料価格の高騰を背景として、下請取引のみならず、交渉力の優劣により、不公正だと思える取引が増加し、中小企業の経営が圧迫されている。今後とも、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法をはじめとする関係法規や、下請取引推進ガイドライン等による、指導・監督を徹底していただきたい。

また、全国でブロック単位に開催されている下請取引指導を、事業所の購買担当者単位に対象範囲を広げることによってきめ細かい指導を行っていただきたい。

さらに、中小企業に関連する取引が、公正に行われるような環境の整備に向け、法改正も視野に入れた調査研究を行っていただきたい。

1. 事業承継の円滑化に向けた総合的支援体制の確立

中小企業にとって大きな課題となっている事業承継問題について、今年度から設置される「事業承継支援センター」による、新制度の普及促進、相談・情報提供・研修・マッチングサービス機能の充実を図られたい。また、事業承継に関する幅広い資金ニーズに対応した金融支援の拡充にも努められたい。

また、平成21年度税制改正において「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設することが決定し、事業承継税制が抜本的に拡充されることになった。先般可決成立した経営承継円滑化法に加えて、今後、必要な租税特別措置を講じることにより本制度を確実に制度化されたい。その際、事業承継問題を抱える中小企業者にとって使い勝手の良い仕組みとなるよう十分に配慮されたい。

2. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の撤廃

本措置は、会社法の施行に伴い個人事業者が節税目的から安易に法人成りすることを防ぐという本来の制度趣旨とは異なり、実際には従業員規模及び業歴とも十分に備えた既存の同族会社までが対象となることや、個人所得税の概念を法人税に持ち込んだ点などいくつもの問題点がある。本制度は速やかに撤廃すべきである。

3. 事業所税について

応益課税という観点からは固定資産税や法人事業税の外形標準課税との二重負担であり、特に産業及び人口集積度の高い都市部に立地する企業にとって負担となっている。中小企業の活力を引き出し、地域の活性化につながるためにも事業所税は廃止すべきであり、少なくとも中小企業者に対しては事業所税を免除すべきである。

4. その他の中小企業税制等について

- (1) 中小企業等基盤強化税制を延長及び拡充されたい。
- (2) 固定資産税の条例減額制度を延長するとともに、中小企業の負担軽減措置を講じられたい。
- (3) 法人実効税率の引き下げ、とりわけ中小企業軽減税率の引き下げ及び適用所得金額の引き上げをされたい。
- (4) 交際費の損金不算入限度額を拡充されたい。
- (5) 欠損金の繰戻還付措置を全面的に復活されたい。

5. ワーク・ライフ・バランスへの積極的支援

企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むことは、人材確保や生産性の向上に資するだけでなく、我が国の少子化対策としても期待されている。一方で中小企業が社内整備や意識改革を進めるためには、人材やノウハウが不足している。中小企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むためには、育児・介護・ボランティア休暇や、社員の健康づくりなど身近な好事例の紹介や意識改革を進めるためのアドバイザー派遣・相談体制の整備、積極的な企業への税制面での優遇や中小企業の先進事例を表彰する制度の創設などが必要である。

6. 外国人労働者の受け入れ拡大および研修・技能実習制度の拡充

外国人研修・技能実習制度については、国際的な技能移転に資する観点から、中小企業においても多数の実績があり、受け入れ体制の整備充実を図りながら今後とも拡大すべきである。見直しにあたっては、対象業種の拡大、再技能実習制度の創設、日本語教育の徹底、事務手続きの簡素化・事務負担の軽減等が求められる。また、我が国の労働力確保の観点から、高度な技能を有する外国人労働者については、積極的な受け入れ策を講じるべきである。

7. 創業支援策の拡充、新分野進出への重点的な支援

廃業率が開業率を上回る状況が続いており、事業者数の減少が深刻な問題となっていることから、創業支援策を拡充されたい。

また、中小企業が、自社の持つ技術・サービスを生かして、環境、福祉、航空機、ロボット、バイオ、ナノテク、コンテンツ産業など、今後成長が期待される分野へ進出する際の、環境整備、融資・助成制度など総合的な支援をお願いしたい。

8. 中小企業における新型インフルエンザ対策支援

現在、政府が緊急に対策を講じようとしている新型インフルエンザに対して、中小企業は大企業のように危機管理体制が十分ではなく、感染が拡大した場合は企業経営や事業の継続に相当の混乱が予想される。国民への基礎的情報の積極的な提供はもとより、BCP策定に対する支援や産業医のいない中小企業向けに、ワクチン接種などに関する協力体制を整備していただきたい。

9. 中小企業の環境対策への支援

中小企業の省エネ対策を本格的に進めるため、省エネ設備等の設置・導入に対する補助事業の予算拡充、補助率の拡大、受付期間の通年化などをお願いするとともに、税制面の優遇措置、融資制度など支援措置を整備していただきたい。また、事業所のCO₂の削減量を簡便に測定・数値化できるシステムの構築をお願いしたい。

以 上

平成20年度第4号 平成20年6月12日 第594回常議員会決議
--